

(案3)

下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画

平成 29 年 3 月
沖 縄 県

目 次

| | |
|------------|---|
| 第 1 章 はじめに | 1 |
|------------|---|

- 1. 実施計画策定の趣旨 1
- 2. 実施計画の性格と役割 1
- 3. 実施計画に位置づける事業の選定 2
- 4. 民間事業者、沖縄県及び地域機関の役割分担 2

| | |
|----------------------------|---|
| 第 2 章 利活用の目標像の実現に向けて実施する事業 | 3 |
|----------------------------|---|

- 1. 事業の構成 3
- 2. 事業の実施計画 3
- 3. 事業の成果指標 3

| | |
|---------------|---|
| 第 3 章 実施計画の推進 | 4 |
|---------------|---|

- 1. 事業の実施に向けた取り組み 4
- 2. 実施計画の更新 4

- <附属資料 1> 基幹事業の事業概要 附1
 - 基-1 下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業 附1-1
 - 基-2 国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業 附1-2
- <附属資料 2> 基幹事業の事業箇所図 附2

第1章 はじめに

1. 実施計画策定の趣旨

沖縄県では、高度な空港機能と広大な周辺公有地、更には、東アジアの中心に位置する地理的特性など、下地島の有する優位性や発展可能性のある資源・資産を有効活用するための指針として、平成27年3月に「下地島空港及び周辺用地の利活用基本方針」（以下「基本方針」という）を策定した。

基本方針は、民間事業者のノウハウ等に基づく主体的かつ実現性・持続性のある利活用を促進することで、宮古圏域並びに沖縄県の経済・社会の発展に寄与することなどを基本的な考え方とした上で、利活用の目標像を定めたものである。

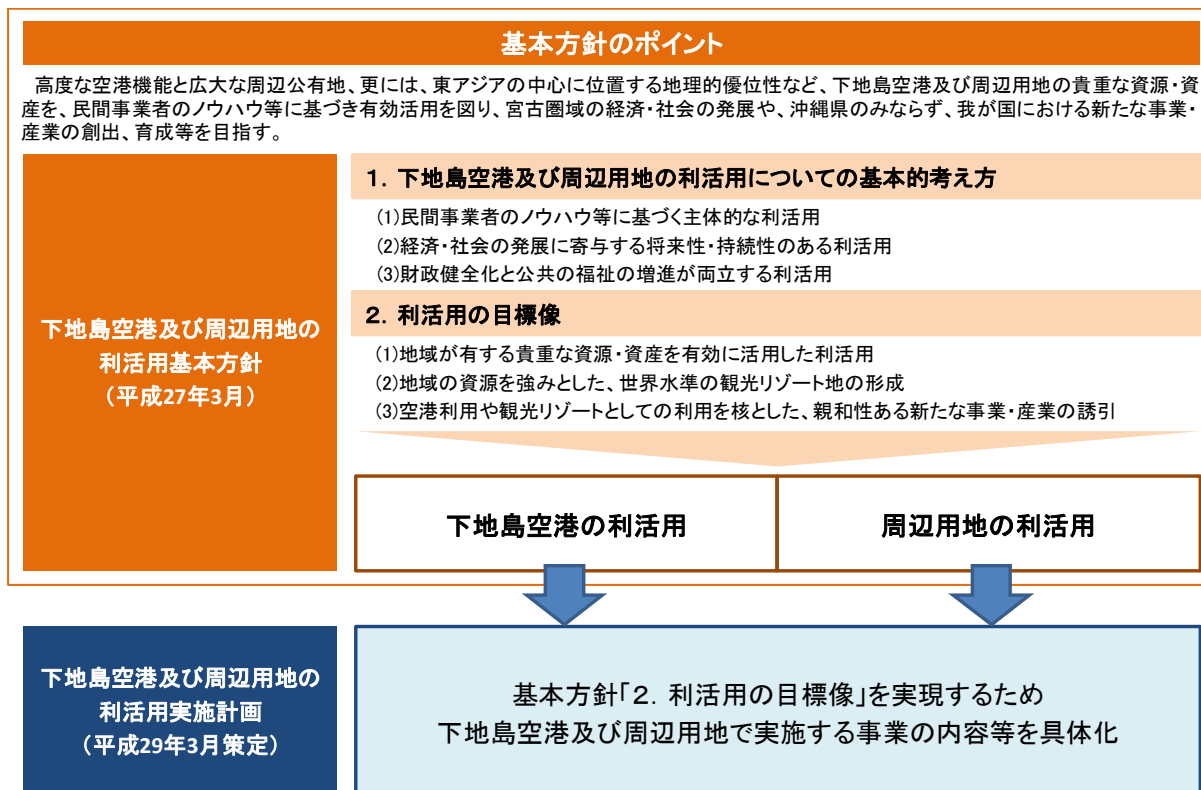
「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画」（以下「実施計画」という）は、基本方針で掲げた利活用の目標像を実現するため、個々の事業の内容を具体化し、今後の取り組みを明らかにすることを目的に策定する。

2. 実施計画の性格と役割

実施計画は、空港及び周辺公有地等の公有財産を有効活用して実施する事業の計画として定めるものであり、基本方針で掲げた利活用の目標像の実現に向けて、下地島空港と周辺用地、それぞれの具体的な方向性に基づき実施する利活用事業を明確にする。

また、取り組みにあたっては、民間事業者及び地域機関である宮古島市や関係団体等との相互連携により、推進することを目指す。

図1.2 下地島空港及び周辺用地の利活用 基本方針と実施計画の関係

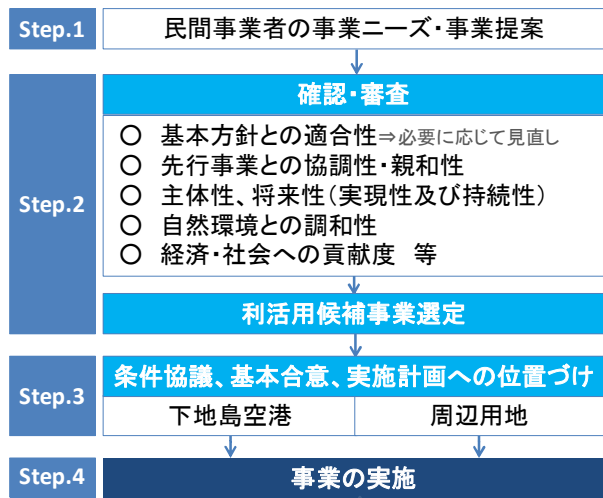


3. 実施計画に位置づける事業の選定

基本方針では、民間事業者のノウハウ等に基づく主体的な利活用提案を踏まえて利活用事業の推進を図っていることから、実施計画に位置づける事業については、民間事業者からの事業提案をもとに選定することを基本とする。

新たな事業や産業による利活用の拡大に向けて、引き続き事業選定等に取り組むとともに、社会的な波及効果が高いと認められる事業に対しては、公的機関等による事業促進策を講じて支援し、経済波及効果等の拡大を目指す。

図1.3 事業選定のイメージ



社会的な波及効果が高い事業に対しては、必要に応じて、公的機関等による事業促進策を講ずる

4. 民間事業者、沖縄県及び地域機関の役割分担

基本方針では、下地島空港及び周辺用地で実施する利活用事業は、新たな地域の産業として定着し、成長し続けることで、将来にわたり経済・社会の発展に貢献する持続性のある利活用となることを期待している。

これを実現するためには、事業主体である民間事業者と、事業機会の提供者である沖縄県及び地域機関それぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に協力、連携し続けることが重要であることから、実施計画ではこれを明確にする。

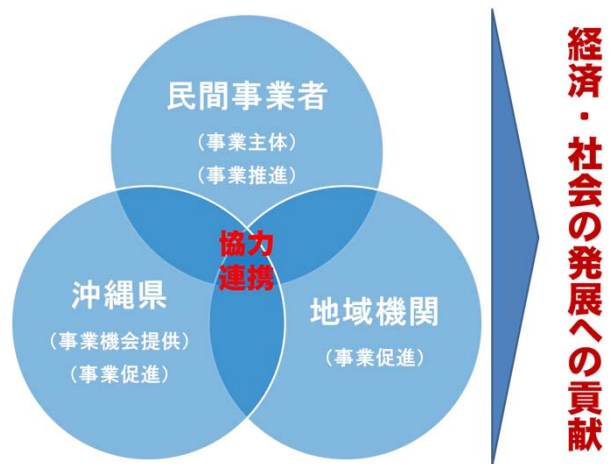


図1.4 役割分担と相互連携、協力のイメージ

表1.4 主体ごとの役割分担の明確化

| 主体 | 役割 |
|----------------------|---|
| 民間事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ● 下地島空港を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献 ● 周辺用地を活用した事業活動の実施による地域経済等への貢献 |
| 沖縄県 | <ul style="list-style-type: none"> ● 観光客受入体制の整備や魅力ある観光地づくりの推進 ● 関連公共施設の整備 ● 誘致・誘客活動等のプロモーションの実施・支援 |
| 地域機関 (宮古島市、関係団体等) | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の公共交通の利便性向上の取り組み ● 事業実施環境の整備、協力 等 |

第2章 利活用の目標像の実現に向けて実施する事業

1. 事業の構成

実施計画に位置付ける事業の構成は、民間事業者のノウハウに基づき実施される事業活動を「基幹事業」とし、この事業活動を実施するために必要な公的機関が行う「関連社会資本整備事業」及び事業活動を促進させて更なる経済波及効果の獲得を目指す「効果促進事業」に分類する。

※ 構成事業の名称及び定義は、先進事例である社会資本整備総合交付金制度（国土交通省）を参考とした。

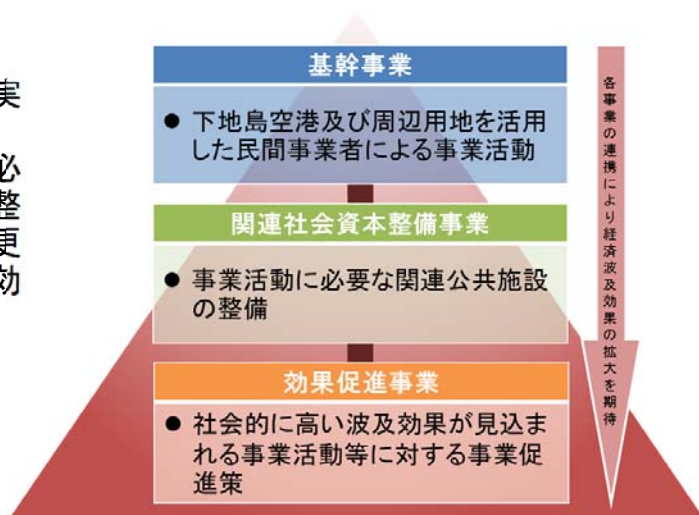


図2.1 事業の分類イメージ

2. 事業の実施計画

| 番号 | 事業名 | 年度別計画 | | | | | | | 実施主体 | 実施箇所 |
|---------------------------|---|-----------------|----|---------------------|----|--|--|-----|------|------|
| | | 沖縄21世紀ビジョン実施計画 | | | | | | | | |
| | | 前期 | 後期 | | | | | 34~ | | |
| 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | | | | | |
| <基幹事業> | | | | | | | | | | |
| 基-1 | 下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業 (掲載年次) 平成28年度 | | | 航空パイロットの養成 | | | | → | 民間 | 空港 |
| 基-2 | 国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業 (掲載年次) 平成28年度 | 旅客施設調査・設計・工事 | | 国際線等の旅客及びプライベート機の受入 | | | | → | 民間 | 空港 |
| <関連社会資本整備事業> | | | | | | | | | | |
| 関-1 | 下地島空港ターミナル地区整備事業 (掲載年次) 平成28年度 | ターミナル地区調査・設計・工事 | | | | | | | 県 | — |
| <効果促進事業> | | | | | | | | | | |
| | 未定 | | | | | | | | | — |

3. 事業の成果指標

| 番号 | 指標名 | 現状値 | 平成33年度の目標値 | 備考 |
|----|-----------------------------|------------------|-------------------|----|
| 1 | 航空パイロット人材の輩出 (操縦士免許取得者数) | 3人/年 (H27年度) | 73人/年 (H33年度) | |
| 2 | 下地島空港の年間旅客者数 (乗降客数) | 18人/年 (H27年度) | 30万人/年 (H33年度) | |

第3章 実施計画の推進

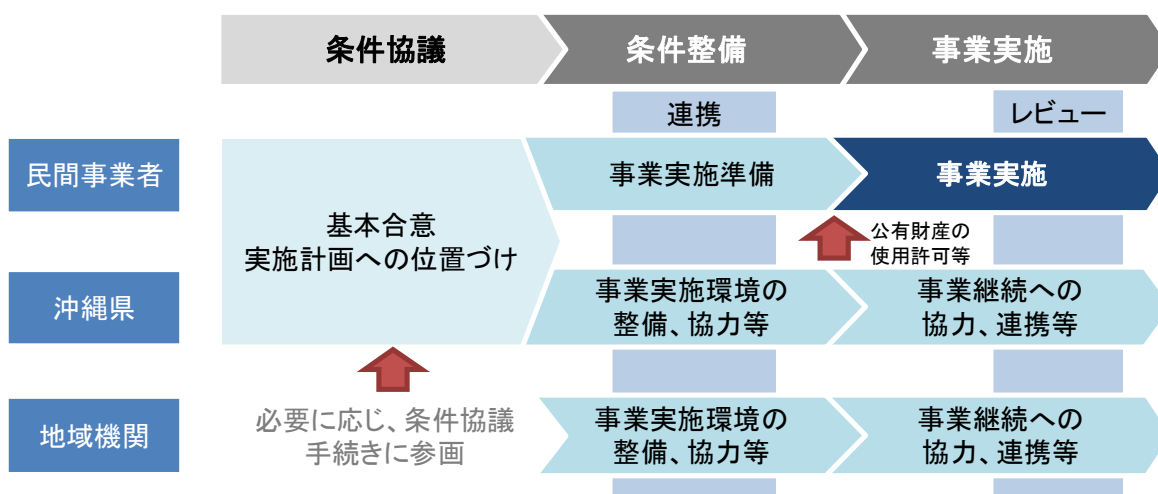
1. 事業の実施に向けた取り組み

沖縄県は、実施計画に位置づけられた民間事業者の事業の実施準備が円滑に進むよう、地域機関と連携しながら事業実施環境の整備、協力等の支援を行い、事業の実施準備が整った段階で、民間事業者に対して事業の実施に必要な公有財産の使用許可等を行う。

民間事業者は、使用許可等を受けた公有財産を活用して、基本方針及び実施計画に基づき、公益に資するよう事業を実施する。

民間事業者による事業開始後も、引き続き地域機関と共に事業の継続に向けて必要な協力、連携等を行うとともに、事業の進捗状況についてレビュー（精査・点検）を行う。

図3.1 事業の実施に向けた取り組みのイメージ

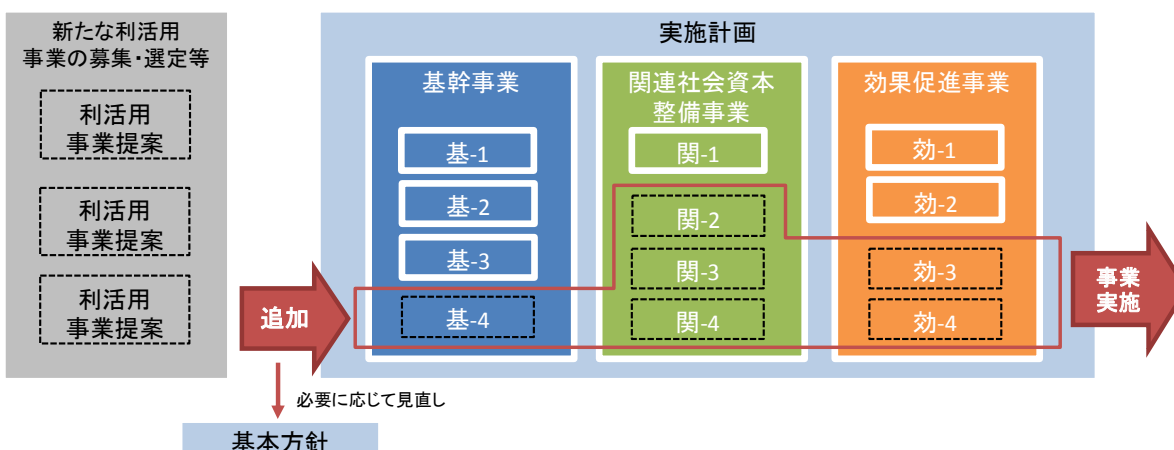


2. 実施計画の更新

沖縄県は、基本方針に基づき、今後も下地島空港及び周辺用地の更なる利活用に向けた取り組みを推進し、実施計画の更新を行う。

具体的には、既の実施計画で定めた事業の進捗を考慮しながら、基本方針との適合性、先行事業との協調性・親和性等の確認・審査を実施しつつ新たな利活用事業の募集・選定等を進め、必要に応じて基本方針の見直しも行いながら、新たな事業として実施計画に追加して行く。

図3.2 実施計画の更新作業のイメージ



<附属資料 1 > 基幹事業の事業概要

下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業

<当地域で事業を実施する意義>

下地島空港は、本来持つパイロット訓練空港としての最大の価値があり、台湾を始めアジアのパイロット訓練を受け入れる地理的特性に有利である。

<実施する事業の内容>

下地島空港が持つ優位性を活かし、今後20年間続くアジアのプロパイロット不足という社会背景を受けて、パイロット育成事業を実施する。

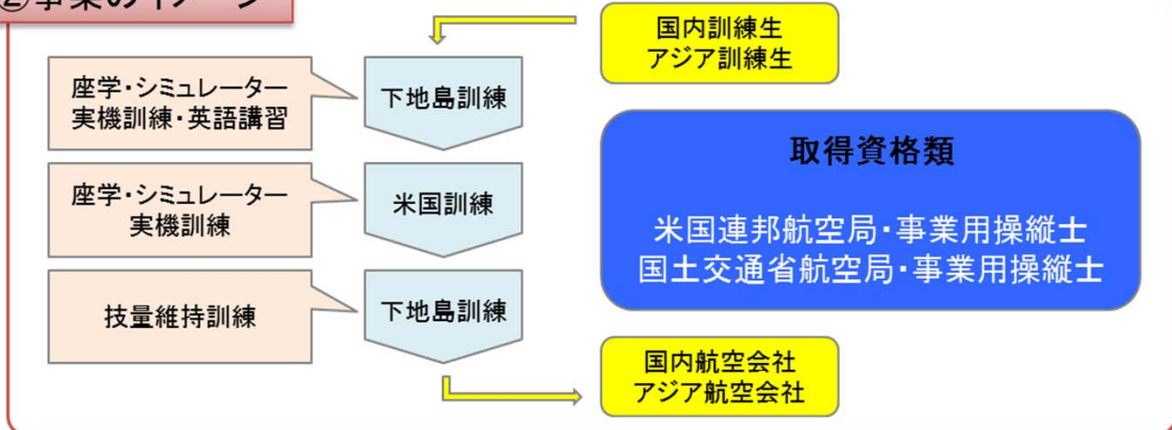
<利活用事業者>

株式会社FSO
(沖縄県北谷町)

①事業の概要

- 国内外で活躍できるパイロット人材を育成する。
- 国土交通省航空局資格と米国連邦航空局資格の教育訓練を提供する。
- 英語での訓練を強化し、国内外からの訓練生を受け入れる。
- 効率的な訓練を特徴とするシミュレーター訓練を実施する。
- 米国内の操縦士訓練指定養成施設との協力体制により短期間の訓練を実施する。

②事業のイメージ



③事業のスケジュール

- 平成29年4月～ 開業準備
- 平成30年4月～ 開業(予定)

④事業の目標(目指す成果)

- 操縦士免許取得者数 73人
(平成33年度の単年度目標)

国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業

<当地域で事業を実施する意義>

リゾート地として高いポテンシャルを有する下地島に所在する下地島空港は、高度な基本施設を有しており、処理容量も大きい。

本空港を活用し、国際線をはじめ、多様な航空機の受入を行うことで、宮古圏域の観光振興への貢献を目指すものである。

<実施する事業の概要>

①旅客ターミナル施設整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で多様な航空機を受け入れる事業を行う。

<利活用事業者>

三菱地所株式会社
(東京都千代田区)

※当該法人が別途設立する法人も含む

①事業の概要

下地島空港に、①旅客ターミナル施設の整備、②プライベートジェットを代表とするジェネラルアビエーションの受入体制構築を行い、下地島空港で国際線定期便、国内線定期便(LCC/新規参入会社等)、チャーター便、プライベート機等、多様な航空機を受け入れる事業を行う。

②事業のイメージ

「空港から、リゾート、はじまる。」をキーコンセプトとし、空港利用者やエアラインの視点に立った施設の整備・運営を行う。

宮古圏域の玄関口として、宮古空港と役割分担し、共存共栄していくことを目指す。



旅客ターミナル施設イメージパース
※関係機関との協議により、変更の可能性があります。

宮古空港

共存・
共栄

下地島空港

これまでの役割を継続・発展
宮古圏域の第1空港

新たなニーズの創出・受入
宮古圏域の第2空港

③事業のスケジュール

<想定スケジュール>

- 平成28年 設計・関係機関協議
- 平成29年6月～ 新築工事・開業準備
- 平成30年9月
- 平成30年10月 開業(予定)

④事業の目標(目指す成果)

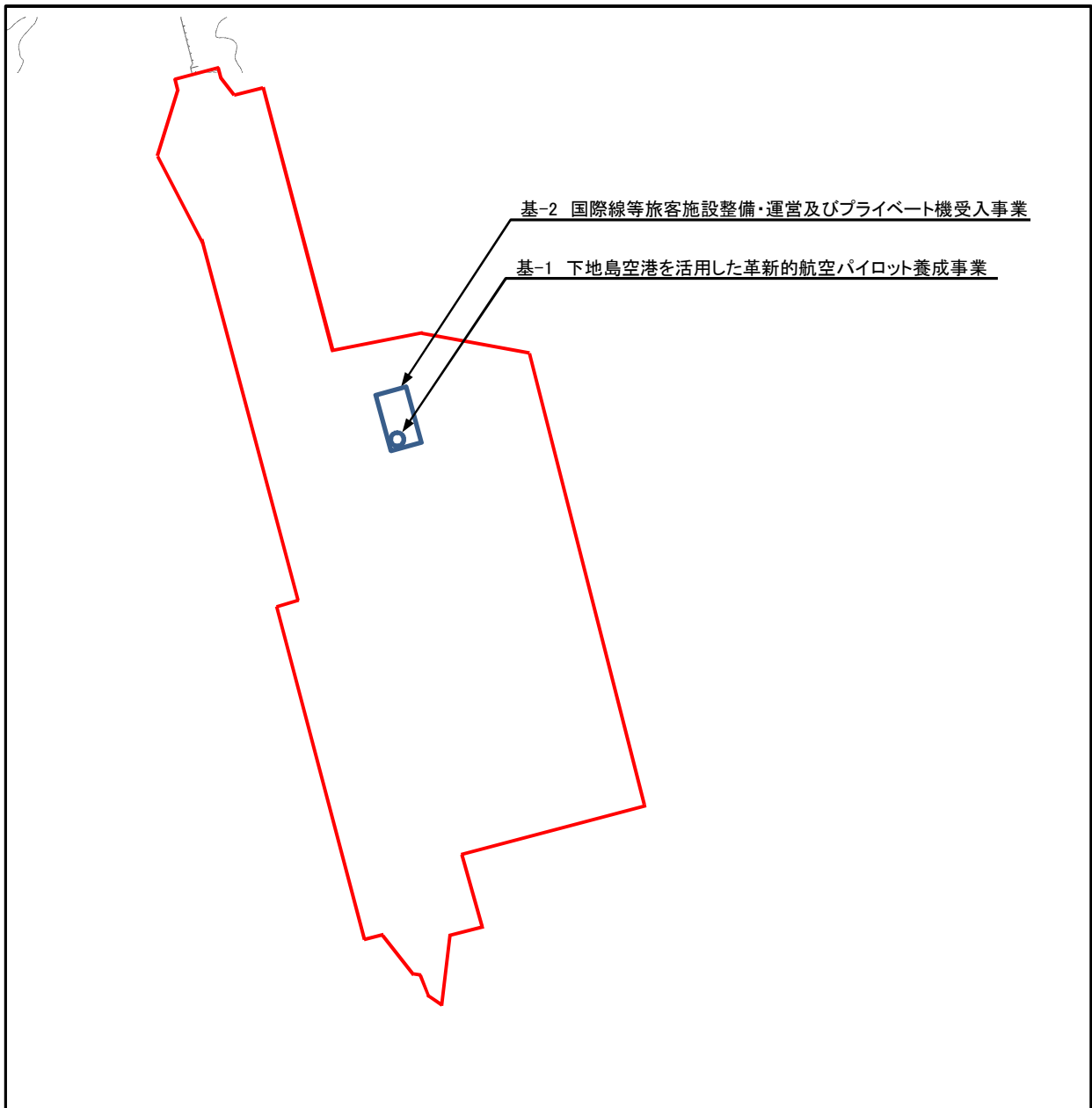
<年間航空旅客数目標>

- 平成30年(開業年) 5.5万人
- 平成33年 30万人
- 平成37年 57万人

< 附属資料 2 > 基幹事業の事業箇所図

下地島 面積約 954ha

空港告示面積 約361ha



(注) 図中の事業箇所は、概略の事業範囲を示したものである。